

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
7月26日
(火曜日)

目次

- 告示
- 救急病院の認定(地域医療推進室).....
- 保安林予定森林(岩国市)(森林整備課).....
- 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課).....
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課).....



山口県告示第三百五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十三年七月二十六日

山口県知事 二井 関成

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
岩国市医療センター	医	岩国市室の木町三丁目六番二	号	平成二六、八、九	
師会病院					

山口県告示第三百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十三年七月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市美和町阿賀字小畑三〇九、字生峰三二〇、三二一、三二四、三二七の一、三二七の二、三三〇、三三五、三三八、三四〇、三四一から三四三まで、三四七、三五五、三五六、三五七、三五九、三六一から三六三まで、三六五から三六七まで、六四一、六四三、字土井三六九から三七一まで、三七三、字向い山四〇一の一、字埴四〇二から四〇六まで、四二九、四三二の一、四三三の一、四三四の一、六五三の一、六五三の三、六六〇の一、六六〇の三、六六一の一、六六一の四、六六三、六六五の一、六六五の三、六六六、六六八から六七二まで、六七五から六七七まで、六七九、六八二の一、六九五の一、一六八三、一六八五、字休奥四四一から四四三まで、四四四の一、四四四の二、四四五から四四八まで、字岡原四六一の一、四六一の二、字迫田六二三、六二五、六二六、六二八、六二九、六三四、六三五、六三八、六三九、錦町字佐藤字藤次郎迫四五七から四六〇まで、四六二から四六五まで、四六八、字桂谷四六九、字ころびどち四七二、字岩角四八六、四八七、四八九、四九〇、四九一の一、四九一の二、四九四の一、一九二〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市美和町阿賀字小畑三〇九・字土井三七三・字迫田六二三・六二五・六二六(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、六二八、六二九・錦町字佐郷字藤次郎迫四五七・四五八・四六〇・四六三・字ころびどち四七二・字岩角四九〇・四九一の二(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。
当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十三年七月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 人 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

油谷町加入 長門市油谷伊上一六一六 中村 作次 山口県漁業協同組合

油谷町北西部加入区 油谷蔵小田二七五六の二 長野 俊昭

油谷町北西部加入区 油谷後畑一一五二 村川 鶴男

日置町加入区 油谷向津具上三三二 磯嶋 正嗣

日置町加入区 日置上二六五二の二 又野 和男

通加入区 二五五一 高田 惣次

通加入区 通九四五 君川 泰弘

長門市加入区 一四〇の四 河野 智昭

長門市加入区 東深川一〇〇〇の八九 吉田 正純

長門市加入区 一〇七一 中原 克志

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

油谷町加入 平成二十三年七月二十六日から同年八月九日ま 山口県漁業協同組合

油谷町北西部加入区 〃 〃 〃 〃

日置町加入区 〃 〃 〃 〃

通加入区 〃 〃 〃 〃

山口県告示第三百八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成四年山口県告示第三百十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十六日

山口県知事 二井 関 成

江の浦町二丁目(1)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を市道彦島江の浦町一〇号線南東側境界線及び市道彦島江の浦町三号線南側境界線に沿って結んだ線、標柱十一号から十四号までを順次結んだ線並びに標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	彦島江の浦町一丁目	五二七六の五	一号
〃	〃	九八三の一	二号
〃	〃	九八三の一	三号
〃	〃	五二八五の一	四号
〃	〃	五二八五の一	五号
〃	〃	五二八五の一	六号
〃	〃	五二八五の一	七号
〃	〃	五二七四の五四	八号
〃	〃	五二七四の六四	九号
〃	〃	九五八の四地先	十号
〃	〃	九六一の二〇地先	十一号
〃	〃	九六三の一	十二号
〃	〃	九六三の一	十三号
〃	〃	五二七六の四	十四号

山口県告示第三百九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、山口県立大津緑洋高等学校寄宿舎新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十三年七月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 山口県立大津緑洋高等学校寄宿舎新築工事
- (一) 工事場所 長門市仙崎字古屋八一六番地
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 地上四階建	二、二三九平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十三年七月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(「建築一式工事の数値が八百以上であること。」)
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であ

ること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - (三) 申請書等の提出場所
 - 山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
 - (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成二十三年八月十一日から同月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十三年九月一日までに発送する。
- 四 その他
 - この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。

平成二十三年七月二十六日印刷

発行人所

山口県知事庁